
豊川商工会議所
第2次 環境行動計画
平成27年度～平成28年度

平成27年4月
豊川商工会議所

I 改定の背景

当商工会議所では、平成 23 年 6 月に「豊川商工会議所環境行動計画」を策定し、地球環境の保全のために各種の取り組みを行ってきたが、その実施期間が経過したこと、また、産業・社会構造の変化や東日本大震災による影響、行政等の取り組みの変化など、新たな環境対策への取り組みが求められている状況であることから、今回の改定に至った。

II 趣旨

当商工会議所では、地球環境問題を将来世代のために改善しなければならない重要課題として捉え、地球環境の保全に取り組むこととする。

中でも、地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、省エネ、省資源に向けた様々な取り組みが行われており、今後一層具体的な行動を起こすことが求められている。とりわけ企業が地球温暖化対策に取り組むことは極めて重要で、社会に対する貢献ともなる。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以後、原子力発電所の稼働停止により、改めてエネルギーの大切さと環境保全に配慮した経済発展を図ることが重要であることを認識した。

以上の観点から、まずは中小企業と密接な関係にある商工会議所が、「環境行動計画」を策定することにより、会員企業や従業員とその家族等が、環境と経済の調和した持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策及び環境保全施策に自主的・継続的に取り組むことを支援して行くこととする。

III 計画の概要

1. 基本方針

(1) 目的

豊川商工会議所が環境問題に積極的に取り組むとともに、会員企業が、地球温暖化対策等に自主的・継続的に取り組むことができるよう支援する。

(2) 取り組みの方向性

- ① 商工会議所の部会・委員会活動、講演会・セミナー、月報・ホームページなどの機会を通じ、地球温暖化対策を行うことの意義を理解していただけるよう啓発に努める。
- ② 取り組み内容や支援メニューを具体的にわかりやすく提示し、会員企業が実施可能なものから進めることができるよう工夫する。
- ③ 定期的に取り組み内容や達成状況などを検証し、必要に応じて見直しを行う。また、とりまとめた結果は、月報・ホームページなどを通じて、広く会員企業へフィードバックするとともに、日本商工会議所へ報告する。

2. 実施期間

平成 23 年度に策定した豊川商工会議所環境行動計画は、京都議定書^(注1) 第一約束期間内の平成 23 年度～平成 24 年度の 2 カ年を実施期間とし、当該年度の結果・達成状況を取りまとめ、必要に応じて見直しを行うこととした。

今回はこの間の取り組み状況及び結果を踏まえ、今後2ヵ年（平成27年度～28年度）を実施期間とする計画を策定し、平成29年度以降については、本計画期間の取り組み状況及び結果を踏まえて見直しを行う。

3. 実施体制等

- ① 本計画は、産業基盤強化委員会が主管し、事業を推進する。
- ② 本計画は、平成27年4月1日より実施する。

4. 実施事業

(1) 豊川商工会議所としての取組みの推進

地球温暖化対策等に対し、商工会議所全職員が常に意識を持ち、取組みを積極的に行う。

- ① 「エコキャップ運動」の推進
- ② 「省エネ」活動の推進
- ③ 環境社会検定試験（e c o検定）(注2)の普及・促進
- ④ 「3R(注3)運動」の推進
- ⑤ 地元木材「三河材」や地元間伐材等の利用促進を啓発

(2) 会員企業等による取組みへの支援

会員企業が環境行動を実践するよう積極的な支援・啓発を行い、会員企業の従業員、家族、取引先などに取組みの輪を広げる。

- ① 商工会議所実施事業の会員企業への働きかけ
- ② 環境問題・省エネ活動に関する講習会・セミナー等の開催
- ③ 月報・ホームページによる支援メニュー・新制度・補助金などの情報発信
- ④ 「エコアクション21」(注4)認証取得支援
- ⑤ 二酸化炭素排出量チェックシート(注5)の提供
- ⑥ 「3R運動」の支援
- ⑦ 節電対策の推進と啓蒙
- ⑧ 経済・社会のグリーン化に対応するための情報提供
- ⑨ その他、経済・社会情勢の変化によっては支援策の追加及び変更を行い、必要な環境関連施策を講ずることとする。

(3) 行政・ボランティア団体・企業との連携

- ① 「あいちエコチャレンジ21」(注6)への参画
- ② 「豊川市環境行動計画」(注7)への参画
- ③ 「豊川市緑の基本計画」(注8)への参画
- ④ 環境問題に取り組んでいるボランティア団体との情報交換・相互支援
- ⑤ 環境問題に取り組んでいる企業の周知・広報活動の支援

5. スケジュール

	平成 27 年度	平成 28 年度
エコキャップ運動		→
省エネ活動		→
e c o 検定普及・促進	●説明会	●説明会
3 R 運動の推進		→
地元木材「三河材」や地元 間伐材等の利用啓発		→
講演会・セミナー	● ● (環境関連の講演会	● ● などを随時開催)
月報・ホームページ による情報発信	情報収集・整理・発信	→
エコアクション21 認証取得支援	●説明会	●説明会
二酸化炭素排出量 チェックシート活用の周知		→
スマートコミュニティ、ス martハウス、次世代自動 車等社会のグリーン化に関 する情報提供		→
取組みの見直し・検証 (産業基盤強化委員会)	● 検証・見直し	● 計画の修正

「豊川商工会議所環境行動計画」推進アクションプラン

豊川商工会議所としての取組みの推進

① 「エコキャップ運動」の推進

－平成 21 年度より実施している「エコキャップ運動」をさらに推進。会員企業や市民、環境行政を所管する豊川市の担当部局へも働きかけ、運動の輪を広げる。

② 「省エネ」活動の推進

－デマンドコントロール（注9）により会館内の使用電力軽減を図るとともに、各部屋の空調設定温度の厳守を図る。

－パソコンなどの OA 機器は使用しないときは電源を切る。

－使用済封筒、裏紙を再利用する。

－エコドライブを推進する。

－節電・CO2 削減に効果が期待できる「緑のカーテン」や屋上緑化・植樹などの周知・啓発を行う。

③ 環境社会検定試験（e c o 検定）の普及・促進

－環境に対する幅広い知識を持ち、環境問題に率先して取り組む「人づくり」を目的とした e c o 検定の普及・促進を図る。

④ 「3R運動」の推進

－会議資料の簡素化、文書共有化、両面コピー、ペーパーレス化の実施。具体的な取り組みとして、商工会議所各委員会の開催通知については、文書による通知からメール配信による通知への変更を図る。

－裏面が利用可能な紙は事務連絡文書やメモ帳として再利用する。

－再生紙等の再生製品を積極的に活用する。資源となるものはリサイクル業者へ回収を依頼する。

⑤ 地元木材「三河材」や地元間伐材等の利用促進を啓発

－地元山林の木材を利用することは、その地域の環境を守ることにもつながることから、三河杉や三河桧などの「三河材」及び環境物品として位置づけられている間伐材や解体材の利用促進及び啓発を図る。

会員企業等による取組みへの支援

① 商工会議所実施事業の会員企業への働きかけ

－商工会議所が取組む事業を会員企業へ広く周知し、活動の働きかけを行う。

② 環境問題・省エネ活動に関する講習会・セミナー等の開催

－会員企業にとって有益となる講演会・セミナーなどを随時開催する。

③ 月報・ホームページによる支援メニュー・新制度・補助金・助成金などの情報発信

－毎月発行している月報「メセナ」やホームページなどで随時情報を発信する。

④ 「エコアクション 21」認証取得支援

－比較的安価で、中小企業にも取組みやすい環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の認証を会員企業が取得できるよう支援する。

⑤ 二酸化炭素排出量チェックシートの提供

ー日本商工会議所提供の「商工会議所環境行動計画支援サイト」の周知を図る。

⑥ 「3R運動」の支援

ー会議資料の簡素化、再生製品の活用など企業の3R運動を実施する企業を支援する。

⑦ 節電対策の推進と啓蒙

ー企業が取組む節電対策への更なる支援と今後想定される節電に関しての啓蒙活動を行う。

⑧ 経済・社会のグリーン化に対応するための情報提供

ースマートコミュニティ、スマートハウス、次世代自動車（HV・PHV・EV・FCV等）など経済・社会のグリーン化に会員企業が対応できるよう、必要な情報を提供する。

<語句の説明>

(注1) 京都議定書

1997年12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で同月11日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。地球温暖化の原因となる、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスについて、先進国の削減率を、平成2年を基準として各国別に定め、約束期間（平成20～24年）内に目標値を達成することが定められた。日本の削減目標はマイナス6%。

(注2) 環境社会検定試験（e c o検定）

環境に対する幅広い知識をもち、社会の中で率先して環境問題に取り組む「人づくり」と、環境と経済を両立させた「持続可能な社会」を目指すことを目的に実施している東京商工会議所の検定試験。

(注3) 3R

循環型社会実現のための基本的取り組み事項。

「Reduce」：ごみを減らす。

「Reuse」：繰り返し使う。

「Recycle」：資源として再利用。

(注4) エコアクション21

環境省がISO14001規格をベース策定した「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートライン」に基づく、システムの構築・維持に係る費用が安価で、取り組みやすい環境マネジメントシステム。経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等の効果が期待できる。

(注5) **二酸化炭素排出量チェックシート**

月々の電気・ガス・水道などの使用量に排出係数を乗じることで、事業活動における二酸化炭素排出量 (kg) を簡単に把握することができるシート。

日本商工会議所「商工会議所環境行動計画支援サイト (<http://co2web.jp>)」にアクセスすれば利用できる。

(注6) **あいちエコチャレンジ21**

愛知県が、家庭における温暖化防止への取組みを一段と加速するため、県民一人ひとりにエコライフの実践を促す県民運動。

(注7) **豊川市環境基本計画**

豊川市が、持続可能な社会づくりと、市民の健康で文化的な生活を確保するために、平成21年4月に施行した「豊川市環境基本条例」に基づき、低炭素社会・生物多様性・循環型社会の実現を果たすため、平成22年3月に策定したもの。計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間。

(注8) **豊川市緑の基本計画**

都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑の現状やニーズを踏まえる中、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」を示すとともに、都市公園の整備や緑地の保全並びに、緑化の推進方策について、総合的に進める緑の基本計画を、豊川市は平成7年度に策定をしており、次回計画策定目標年次である平成22年度に、新計画『「豊川市緑の基本計画」2011→2020』を策定した。

(注9) **デマンドコントロール**

電力ピーク値をカットすることにより、月々の電気量を下げ、電気料金を削減すること。

参考：福岡商工会議所「環境行動計画重点取り組み」

松本商工会議所「環境行動計画」

相模原商工会議所「第2次環境行動計画」